



# 年金受給者専用 まねんきん 定期貯金

## 対象の方

JAうまで公的年金を  
お受け取りされている方

## 預入期間

1年（利払式自動継続）

## 預入金額

10万円以上2,000万円以下  
※1口あたりの契約額の上限は1,000万円未満となります。

## 預入形態

証書式または通帳式

◎ 特別な金利を ◎  
ご用意しております！

※適用金利は店頭でご確認いただけます。  
※詳しくは裏面の商品概要説明書をご覧ください。

## 年金友の会会員ご紹介 実施中！ キャンペーン

お友達・お知り合いをご紹介ください。

当JAと年金取引のないお友達をご紹介ください。

お友達が「JAうま年金友の会」

の新規会員になれますと、ご紹介者様へ

1,000円分のギフトカードをプレゼント！



※画像はイメージです

## うま農業協同組合

本店営業部	TEL24-3852	松柏支店	TEL24-4465	土居中央支店	TEL74-3290
川之江中央支店	TEL58-3200	中曽根支店	TEL24-2213	長津支店	TEL74-2504
川之江支店	TEL58-3540	寒川支店	TEL25-2111	川下支店	TEL74-3213
金生支店	TEL58-2168	豊岡支店	TEL25-0121	関川支店	TEL74-2069
川滝支店	TEL56-3402	新宮支店	TEL72-2221	金融部	TEL24-3737

# 商品概要説明書

(2019年4月1日現在)

商品名	・まねんきん定期貯金
販売対象	・J Aうまで公的年金をお受け取りされている個人の方
期間	・1年（利払式自動継続のみ）
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入 ATMでのお預け入れはできません。</li> <li>10万円以上2,000万円以下 ※ただし、1口あたりの預入上限は1,000万円未満となります。</li> <li>1円単位</li> <li>証書式または通帳式</li> </ul>
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1)適用金利 (2)満期後の取り扱い (3)利払頻度 (4)計算方法 (5)税金 (6)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入時点における当J A所定の「まねんきん定期貯金利率」を適用します。 ※原則として、年金を当J A以外に変更された場合は、預入時にさかのぼって各預入金額に応じた1年ものスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用させていただきます。</li> <li>満期後は、満期日時点の「まねんきん定期貯金利率」を約定利率として当該満期日まで適用します。</li> <li>満期日以後に一括して払い戻します。</li> <li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。</li> <li>金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。
対象年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として以下の公的年金を対象とします。</li> <li>国民年金 ・厚生年金 ・船員保険 ・労災保険 ・恩給 ・援護年金</li> <li>共済組合等年金（国家公務員共済組合連合会、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、町村議会議員共済会、旧日本鉄道共済、旧日本たばこ産業共済、旧日本電信電話共済、旧農林漁業団体職員共済）</li> </ul>
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部（電話：0896-24-3737）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>この定期貯金は他のキャンペーンとしてのお取り扱いはできません。</li> <li>J Aうまファミリー倶楽部のポイントは対象外となります。</li> </ul>

詳しくはお近くのJ Aうま各支店までお問い合わせください